

令和2年4月30日

各小学校長 様

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

臨時休業の延長に伴う小学校児童の学校受け入れについて（依頼）

平素より、本市における感染症対策に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

本市としましては、医療従事者等の家庭・やむなく児童を預けなくてはならない家庭の児童の居場所確保のため、下記の児童に関しましては、学校での受け入れをお願いいたします。

「子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちが日常的に長時間集まることによる感染のリスクに予め備える」という臨時休業の目的を御理解いただき、可能な限り学校での対応をお願いいたします。

記

- 1 受け入れ日時 令和2年5月1日（金）～ 令和2年5月22日（金）
午前8時15分～午後3時まで
※臨時休業期間中は、給食の提供は行わない。昼食は、各自持参した弁当で対応する。
- 2 対象児童
次の条件をすべて満たす児童
(1)体調に異常がない児童（「検温及び健康観察シート」提出）
(2)医療従事者等の家庭・やむなく児童を預けなくてはならない家庭の児童
- 3 家庭での対応
(1)委員会及び学校のホームページから最新の情報を閲覧する。また、学校のメーリングサービス等からの情報も確認する。
(2)臨時休業期間は、当該児童の健康状態を体温測定等で確認する。
(3)児童または、家族に風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）で気になることがあるときは登校を控える。
(4)手洗い、咳エチケット、マスクの着用等について留意する。
(5)登校は、8時15分以降にお願いする。低学年については、できるだけ保護者同伴で行う。登校後、検温及び健康観察シートの確認を学校で行う。
(6)児童が欠席する場合は、学校へ必ず連絡を行う。
(7)申請書は、登校した際に保護者が学校へ提出する。
- 4 学校での対応
(1)登校後、発熱がある場合は、保護者に引き取ってもらう。
(2)児童の下校時の安全確保に努める。